

<墓地、納骨堂又は火葬場について（標識設置～工事完了までの流れ）>

①標識の設置

様式第1号（施行細則第3条）の提出

説明会開催日の15日以上前に標識を設置すること。

※標識の設置後、「標識設置届出書」が速やかに提出されなかった場合は、提出日からの起算となります。

②標識の設置届出

様式第2号（施行細則第5条）の提出

<添付書類>

- ・墓地、納骨堂又は火葬場の設置又は拡張予定地の周囲100m以内の区域の状況を明らかにした図面（住宅地図等）
- ・標識を設置した場所を明らかにした位置図
- ・標識の設置を明らかにした写真

③説明会の開催

（条例第5条関係）

墓地、納骨堂又は火葬場の設置又は拡張の予定地から100m以内の建物（事務所、店舗、工場等）の使用者・管理者に対し、墓地、納骨堂又は火葬場の設置等の計画について周知させるための説明会を開催。

<説明会開催の1週間前までに次の事項を記載した印刷物により周知>

- ・申請予定者の氏名、名称、住所（法人にあっては代表者の氏名）
- ・墓地、納骨堂又は火葬場の区別
- ・墓地、納骨堂又は火葬場の名称及び所在地
- ・敷地面積及び区画数（墓地の場合）
- ・建築面積、延べ床面積、階数及び収蔵数（納骨堂の場合）
- ・建築面積、延べ床面積及び階数（火葬場の場合）
- ・工事着手及び完了年月日
- ・説明会の開催日時及び場所

<説明会での説明内容（事前に周知（上記）したものを除く）>

- ・設置又は拡張の理由
- ・構造設備の概要
- ・維持管理方法
- ・設置又は拡張の工事方法

④説明会の開催結果の報告

様式第3号（施行細則第7条）の提出

<添付書類>

- ・説明会対象者及び参加者名簿
- ・予定地の周囲100m以内の区域状況図面（住宅地図等）
- ・説明会で配布した資料
- ・意見提出があった場合はその写し（文書に限る）及び説明会の内容を記録（Q&A）した議事録

⑤許可申請

様式第4号（施行細則第8条）又は、様式第5号（施行細則第9条）の提出、受理

<添付書類>

※岸和田市墓地等経営許可等しおりを参照

⑥工事完了の届出

様式第11号（施行細則第14条）の提出